

中国現地の税務 最新トピックス



米国公認会計士
デロイト トーマツ税理士法人
ディレクター **安田和子氏**

中国の税務の中でも進出日系企業にとって特に重要な「金税三期システム」と「組織再編税制」について、デロイトトーマツ税理士法人の安田和子ディレクターが講演を行った。

金税三期システム

「金税システム」とは、1990年代に中国政府が開発した電子徴税管理システムである。2016年から導入された金税三期システムは、一期および二期のシステムよりも洗練された機能をもつ。強力なデータ分析能力で全国規模の効果的な税務管理が可能になる。

強化されるコンプライアンス管理

金税三期システムの運用により、納税者にとっては事前審査が不要になるなどのメリットがある

表1. 新旧申告システムにおける情報開示

<p>【従来】 姓名、国籍、証書番号、生年月日、連絡住所／電話、所得機関、所得項目</p>
<p>【新システムで追加された項目】 基礎情報表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主／投資者、被雇用者等であるか ・人員の状態 ・給与の支払地 ・中国赴任時期、任職期間、予定帰任時期および地点 ・国内外の職務 <p>源泉徴収所得税表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税所得 ・税前控除 ・税前所得；四除一金等 ・控除可能な寄付 ・減免税額

一方で、最初に税務登記手続きを行う際に、より多くの基本情報の開示を求められる(表1)。

申告所得に対する調査、情報の収集、および個人所得税のコンプライアンス管理が強化されるものと考えられ、企業は①会社負担の海外社会保険料、②免税手当の取得形式、③契約書および発票金額の一致性、金額の合理性、④管轄税務局の要求に従い免税届出を提出したか、⑤各地における実務上の取り扱いの違い(出張手当など)などに留意する必要がある。

組織再編税制

企業再編を促すため中国政府は2015年、従来の事前審査を改め事後管理に切り替えた。税務機関の事前承認を得ることなく、企業が自らの判断によって再編業務に特殊税務処理を適用できるようになった点が特徴である。

しかしながら、税務機関の事前承認がないということは、企業による特殊税務処理の選択適用が税務機関に受け入れられるか否かに関して、不確実性が生じることを意味する。

合理的な事業目的があるか

企業は再編案件が特殊税務処理の適用要件を満たしているか否かを慎重に評価しなければならない。もし何かしらあいまいな点があれば、事前に